

# 公民館・コミセンからのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として行っていた制限等は、令和5年5月8日以降、**廃止**します。

## 制限の廃止

- 1 施設(部屋)の利用人数の制限
- 2 ロビー等の共用スペースのテーブル・椅子の間引き
- 3 湯飲み、急須等の備品の貸出しの中止
- 4 参加者チェックリストの作成
- 5 施設(部屋)利用後の消毒
- 6 実習室での食事制限 など

## 利用日の変更

(新型コロナウイルス感染症への感染等を理由としたもの)

利用許可を受けた利用日(使用料納付済み)の変更は、次のとおりとなりますので、注意してください。

- 1 利用日の7日前まで
- 2 変更後の利用日は、利用許可を受けていた利用日の翌月まで
- 3 変更した利用日の再度の変更はできません。